# 信濃町国土強靱化地域計画

令和4年3月

信濃町

第	1	章	基	本	事」	項・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	計	一画	i策ź	定の	の趙	Ð ⊨	i •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	章	強	靱	化	の推	主道	丰目	標	į.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	E	指	it.	べき	き将	孑来	その	)地	域	の <u>?</u>	姿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	抴	边域	を	強鞋	靱化	とす	ーる	上	で	0)	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(	1)	) 🛓	基本	:目	標	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(	2)	) =	事前	ĵに	備	え	る~	べき	<b>₹</b> [	目標	Ę.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(	3)	) 🗂	計画	j期	間	<b>の</b> :	考え	えフ	方•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	3	章	IJ	ス	クミ	シナ	<b>⊢</b> Մ	オ	- <b>.</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1	災	害	<b>の</b>	想是	定•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	2	リ	ノ	ク	シフ	ナリ	ノオ	トと	施	策	分野	野	•		•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	4	章	対	応	方領	策・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1)	-1	建	物-	やカ	施設	式 <i>の</i>	)倒	J壊	į •	火	災	等(	に,	よ	3	死何	易	者(	の <sub>=</sub>	発	生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	1)	-2	浸	水	• =	土砂	少災	き害	等	に	よ	る?	死1	傷	者(	か	発	生	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	2	-1	長	期	にオ	わた	28	5孤	立	地	域	等	の <u>-</u>	発	生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	2	-2	消	i防	• 🛭	医療	衰機	敗能	<u>ま</u> の	麻	痺	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	3	-1	行	政	幾	関の	) 聵	贵員	į •	施	設	等	の1	被	災(	ح,	よ	る	幾	能	か <u>;</u>	大	幅	な	低	下	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	3	-2	通	信	イ:	ンフ	ァラ	う <i>の</i>	麻	:痺	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	4	-1	生	命	に	関わ	っる	5物	J資	÷ •	エ	ネ,	ル	ギ・	一亻	共紀	洽(	か	亭.	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	4	-2-	-3	上	下ス	水道	复等	色の	)長	:期	間	に	われ	たん	る化	共紀	給	亭」	Ŀ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	4	-4	交	通	イ:	ンフ	<b>フラ</b>	うの	)長	:期	間	に	われ	た	る	幾	能	亭」	Ŀ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	<u>(5)</u>	-1	た	め	也、	队	与災	٤イ	ン	フ	ラ	等	の <sub>3</sub>	損場	喪	• ‡	幾何	能	不:	全(	に	よ	る	死	傷	者	の	発	生	•	•	•				1	0

資料編 公共事業の主な整備箇所一覧

## 第1章 基本事項

#### 1 計画策定の趣旨

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布・施行し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進している。

信濃町は、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、「信濃町地域防災計画」を補完する計画として、国土強靱化基本法第10条に基づき「信濃町国土強靭化地域計画」を策定する。

本計画は、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、国土強靱化の観点から当 町におけるインフラ整備を中心とした様々な分野の指針とする。

## 第2章 強靭化の推進目標

#### 1 目指すべき将来の地域の姿

本計画では、まず「目指すべき将来の地域の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強 靭化を進めていく。

(目指すべき将来の地域の姿)

信濃町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたり住みやすい信濃町の維持・発展を目指す。

## 2 地域を強靱化する上での目標

強靱化を推進する上で最も重要な目標として、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

## (1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- 人命の保護を最大限図る
- ・町及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないよう維持する
- ・町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ・迅速な復旧復興を図る

## (2) 事前に備えるべき目標

- ①人命を確保する対策の整備
- ②救助・救急・避難体制の整備
- ③行政機能の整備
- ④ ライフラインの整備
- ⑤二次的災害を防ぐための整備

#### (3) 計画期間の考え方

信濃町国土強靭化地域計画は、5年ごとに見直しを行います。また、本計画は国の基本計画、長野県第2期計画、第6信濃町町総合計画等の各種計画との整合性や施策の進捗状況、大きく社会経済状況等が変化する場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 1 災害の想定

本計画では、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

## 2 リスクシナリオと施策分野

本計画では、「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」と、それを回避する ために必要な「施策分野」を次のとおり設定する。

		施策分野 (所管)										
事前に備えるべき目標	リスクシナリオ起きてはならない最悪の事態	総務課	住民福祉課	建設水道課	産業観光課	教育委員会	議会					
①人命を確	1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発 生	0		0	0	0						
保する	2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	0		0	0							
②救助·救 急·避難体	1 長期にわたる孤立地域等の発生	0	0									
制を確保する	2 消防・医療機能の麻痺	0	0									
③行政機能 を確保す	1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の 大幅な低下	0	0	0	0	0	0					
を確休りる	2 通信インフラの麻痺	0										
	1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	0	0									
④ライフラ インを確	2 上下水道等の長期間にわたる供給停止			0								
保する	3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		0	0								
	4 交通インフラの長期間にわたる機能停止			0	0							
⑤二次的災 害を防ぐ	1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全に よる死傷者の発生				0							

## 第4章 対応方策

本計画では、リスクシナリオ毎に、次のとおり脆弱性の整理と必要な各対応方策の設定を行い、強靭化の推進を図るものとする。

## ①-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

## (脆弱性)

昭和 56 年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等のおそれがあるため、耐震診断や耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後において、復旧活動の拠点となる建築物も多く、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。こうしたことから、建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えることに加え、豪雪による建物の倒壊等を防ぐため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民に対する防災意識の向上等が重要であることから、これらに留意した防災計画の修正及びこの計画の実施が必要である。

- ・耐震診断や耐震改修のための技術的な指導等及び支援措置
- 一般建築物及び公共建築物の耐震診断及び耐震改修、老朽施設の整備
- 地域防災計画に基づく指定避難所等の整備
- ・一般建築物の屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導・啓発
- ・公共建築物の屋根材、看板の飛散・落下防止のための点検・改修
- ・道路占有物の落下、転落防止の指導・啓発
- ・落下物、屋外設置物による被害の防止対策の普及・啓発
- 構造物及び屋外設置物による被害の安全対策の広報活動・啓発
- ・消防力の強化、消防施設・設備及び人員の増強、最適化
- ・消防水利の多様性及び適正化や消防機関及び自主防災組織等の連携強化
- ・消防応援協力体制の確立

## ①-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生

#### (脆弱性)

信濃町の土砂災害警戒区域は、令和2年度までに259箇所が指定されており、その うち199箇所には特別警戒区域も含まれている。このため、崖崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、事前措置として平時から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。同時に河川の浸水想定区域についても、住民周知や関係地区及び消防団等と連携して、警戒を継続して行う必要がある。

#### (対応策)

- ハザードマップ等の整備
- 砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進
- ・県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を推進
- 森林組合等と連携し、間伐等森林整備の推進
- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の住民周知と警戒避難態勢の確立
- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定について国及び県への働きかけ
- ・ 国土調査により災害の応急復旧が可能となるよう推進

## ②-1 長期にわたる孤立地域等の発生

#### (脆弱性)

道路網の災害予防対策について、元来、急峻な地形等を切り開いて道路が建設されていることから、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは困難であり、さらに冬期間は、除雪を行わない路線も複数存在している。

このような事由に鑑み、主要路線を中心に優先度の高い路線の対策推進を行うととも に、県と連携し、町の災害予防対策を推進していく。また、要配慮者や高齢者等の優先 して救護すべき災害弱者対策を併せて実施する。

通信手段の確保について、当町においては、移動無線設備、同報系無線設備及び防災 行政無線戸別受信機が整備されているが、今後これらの設備の維持と設備更新が必要で ある。また、災害時の複数の通信手段・情報伝達の確保に努めるとともに、停電時の通 信確保にも努める。

- 町道の災害予防対策の推進
- 道路除雪体制の維持及び機械力の強化
- ・災害時の通信設備の維持や、携帯電話等による情報伝達手段の整備
- ・要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握
- 活動用資機材の整備充実

## ②-2 消防・医療機能の麻痺

#### (脆弱性)

当町の救助救急車両の整備及び運行は、長野市消防局で行っており、今後も長野市消防局において充足していく必要がある。また、消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平時からの訓練が必要である。さらに、災害時に借り受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借り受け先を定め協力を求めておく必要がある。

災害時の消防及び医療機関相互の連絡体制の整備について、被害情報や患者の受け入れ態勢等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化について事前に連絡体制を確立しておくことが必要である。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急 医療情報システムの整備に努め、操作等の研修訓練を定期的に行うものとする。医療機 関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握 できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関との連携を密にし、災害時の医療情報 が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコ プターを利用した傷病者等の広域輸送へ対応するため、緊急輸送関係機関との事前の調 整が必要である。

- ・ 消防及び医療機関の耐震化推進
- ・町役場や自主防災組織の活動拠点等での救助・救急資機材の備蓄
- ・消防団・自主防災組織を中心とする災害発生当初の救助・救急体制の整備
- 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達計画の策定
- ・災害時に備えた医療救護所の設置の検討
- 信越病院等の後方医療機関との調整
- ・広域応援活動を受け入れるための体制の整備

## ③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (脆弱性)

災害発生時には、行政機関の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるため、 非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが必要となる。 具体的には、「町役場も 被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすると 共に、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、災害発生直後の混乱に より町役場が機能不全になることを避け、早期に、より多くの業務を実施できる体制づ くりが必要がある。

#### (対応策)

- ・信濃町業務継続計画の策定により、次の非常時優先業務の体制や対応手順を明確にする。
- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理
- (7) 緊急輸送道路の確保

## ③-2 通信インフラの麻痺

#### (脆弱性)

災害時においては、通信施設の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能に陥るおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、親局は耐震性のある庁舎に 設置され、予備電源の確保、子局や中継局についても予備電源の確保がなされているが、 定期的な点検を実施することにより、不具合のある箇所には所用の対応をとる必要があ る。

- 防災行政無線等の適切な保守点検等の実施
- ・有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多様化
- 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検及び訓練
- ・SNS 等を活用した、災害時に迅速に必要な情報を発信できる体制の整備
- 平時には観光等の情報を、有事には防災等の必要な情報を発信できる仕組みの整備

## ④-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (脆弱性)

食料の備蓄については、備蓄調達目標を定めているが目標が達成できない状況にある。 今後は、目標達成に努め備蓄強化を図るとともに、町内の関係業者からの災害時協定に よる調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。また、避難所へ円滑に供給 する体制も整備しておく必要がある。

生活必需品の備蓄・調達体制の整備については、災害時の生活必需品の確保は、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品は、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努め、各機関においても必要最小限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、災害応援協定に基づき、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の供給体制の整備については、災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

公共施設等へのエネルギー供給については、ライフラインがストップしても安定的な 供給が図れるよう電力量等の連絡体制の強化を図る必要がある。また、住民に対しても 災害時に備えた発電機等の準備を啓発していくことが重要である。

- ・非常用食料の備蓄・更新他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定による連携
- 非常用食料の保存状態、在庫量の確認、食料品等の調達体制の整備
- 生活必需品、災害用仮設トイレ等の備蓄の備蓄・調達体制の整備
- 輸送されてくる生活必需品の集積場所の調整
- ・輸送手段、集積場所、仕分け、配送等についての関係機関との調整
- ・公共施設等へのエネルギーの安定的な供給を行うための施設整備
- 災害時応援協定の締結及び運用改善

## ④-2-3 上下水道等の長期間にわたる供給停止

#### (脆弱性)

上下水道施設は、町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。

水源配水池などの水道に係る構造物は、施設の建設年度や経過年数による耐震性等を 勘案すると、複数の施設において被害が発生すると予想される。こうした施設の耐震化、 更新には、多額の費用が必要である。

汚水処理施設は5施設、マンホールポンプ場は70箇所あり、長期停電に対応する非常用電源については、汚水処理場2施設のみの設置でマンホールポンプ場には設置されていない。

#### (対応策)

- ・大規模自然災害時においても安定した水量を確保し配水できるよう、水源及び配水池 の構造物並びに基幹管路の耐震化、更新を順次実施
- ・ 発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、 関係機関との協力体制を確立
- ・水道施設に関する被災時の相互応援体制については、「長野県水道協議会水道災害等相 互応援要綱」に基づく相互応援の他、日本水道協会で災害時支援に関するルールが定 められており、これに基づく相互応援の実施
- 非常用発電機の設置、停電などの緊急時の運転体制の強化

## ④-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### (脆弱性)

当町は、南北に縦断するしなの鉄道北しなの線と国道18号を基幹として、黒姫駅、古間駅を中心に放射線状に信濃信州新線などの主要地方道をはじめ一般県道が延びておりこれらを結ぶ幹線は、町道の主要路線(1級35.02km 2級21.15km)として整備をすすめているが、未舗装や改良区間があるため整備を行っていく必要がある。

山間部は急峻な地形を有し脆弱な地質が分布するため、大雨や地震による土砂崩落や 大雪によって道路が寸断される事象が発生する可能性があり、地域交通ネットワークの 分断に備え、国県道の補完、迂回機能が見込まれる基幹道路の整備を進める必要がある。

- ・地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網を整備
- 道路改良、橋梁の修繕等により、災害時の輸送路を確保
- ・ 輸送路等交通ネットワークの分断が起きないよう、冬季除雪体制の整備
- ・消雪道路施設や除雪車両等の維持管理及び計画的な更新

・地域交通ネットワークの分断に備え、輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹 的な林道で土砂崩落等の危険がある箇所においては、早急に対策を講じる

## ⑤-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生

## (脆弱性)

ため池、防災インフラ等について、老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

- ・ ため池及び農業用排水路の危険箇所調査
- 長野県等と連携し、安全性が危惧されるため池や農業用水路の改修及び耐震対策
- ・ 被災時のため池の被害の影響について被害想定調査と防災マップの作成
- ・ 土のう、杭等の応急資材の準備

## 公共事業等の主な整備箇所一覧

種 別	事 業 名	箇 所 名	整備内容等			
消防施設整備	消防水利整備事業	町内一円	施設改修等			
消防団車両整備	小型動力ポンプ付積載車整備事業等	町内一円	車両整備			
防災施設整備	避難所機能強化事業	町内一円	施設•物品整備			
<u> </u>	防災行政デジタル無線整備事業	町内一円	施設整備等			
	緊急自然災害対策事業	一級町道 古間(停)飯綱高原線	舗装整備等			
	緊急自然災害対策事業	一級町道 御料落合線	舗装整備等			
	緊急自然災害対策事業	一級町道 柏原黒姫高原線	舗装整備等			
	緊急自然災害対策事業	二級町道 黒姫高原線	道路改良・融雪対策等			
道路整備ほか	緊急自然災害対策事業	一級町道 野尻菅川線	道路改良(県代 行事業)・舗装整 備等			
	社会資本整備総合交付金事業	病院周辺整備関連 町道 柏原小前線・町道緑が丘線	道路拡幅・融雪 設備整備等			
	町道雨水氾濫対策整備事業	町内一円	側溝整備等			
	除雪事業	町内一円	除雪対策			
	緊急自然災害対策・緊急浚渫事業	準用河川 新田川	浚渫•改良等			
	緊急自然災害対策事業	準用河川 内の巻川	護岸整備等			
河川整備	緊急自然災害対策事業	準用河川 中の沢川	護岸整備等			
	緊急自然災害対策事業	準用河川 慶沢川	護岸整備等			
	緊急自然災害対策事業	町内一円	護岸整備等			
<b>冷灾。</b> 建筑师	住宅・建築物耐震改修促進事業	町内一円	耐震改修			
住宅・建築物	災害危険住宅移転事業	町内一円	移転対策等			

	農地整備事業	町内一円	水路長寿命化•
			防災減災対策等
	農業施設修繕事業	町内一円	水設備•排水門
農地•森林整備	· 展表心改修信争来	בן — נין ניי	修繕等
	遊休荒廃農地整備事業	町内一円	遊休荒廃農地の
		רא ויים איני איני איני איני איני איני איני א	再生
	森林整備事業	町内一円	森林整備の推進
トエル労車業	水道施設整備事業	町内一円	施設整備等
上下水道事業	下水道施設整備事業	町内一円	施設整備等
し尿処理事業	し尿処理整備事業	北部衛生施設組合	施設整備等